

一般競争入札心得

1 入札書記載金額

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書記載の金額は、契約期間に係る月額で作成すること。決定も契約期間に係る月額とする。

2 入札等

- (1) 入札は、指定した様式を用いた入札書（様式第3号）を投函しなければならない。
- (2) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第5号）を持参させなければならない。
- (3) 郵便による入札は、認めない。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状（様式第5号）を持参しない代理人のした入札
- (3) 指定した入札書様式を用いない入札
- (4) 入札参加者（代理人にあっては、代理人）の記名押印をしていない入札
- (5) 入札書の金額を訂正した入札
- (6) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

4 入札の辞退

- (1) 入札参加申請書（様式第2号）を提出した者は、入札日の前日までに入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加申請書（様式第2号）を提出した者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札前の前日までは、入札辞退書（様式任意）を教育委員会事務局教育総務課長に持参又は郵送して行う。
 - ② 入札執行中にあっては、原則として入札辞退届（様式任意）又はその旨を明記した入札書を入札執行者（入札の執行を宣言した者）に直接提出して行う。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札執行回数は 3 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは入札を取り止める。

6 その他

- (1) 委任状及び入札書のあて名は「一関市長」とする。
- (2) 委任状及び入札書の様式は A 4 判サイズとする。
- (3) 入札書は封入せずに投函する。